伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認 平成 1 6 年2月26日 合併協議会提案 05日03月平成16年

協議項目(番号)	行政連絡機構の取扱い	(項目 NO. 19)	関係項目		
事務事業・制度名				担当専門部会名等	総務部会
調整の内容	 1 行政区の区域、名称については原則として現行のままとする。 2 区長会の制度については、合併後すみやかに新町の区長会として統一する。 3 区長会の名称、報酬、補助金等については統一時に調整する。 4 行政配布物の配布方法は、合併時に統一を図る。 5 町政モニターの制度については、合併後新町において調整する。 				【調整方針確認日】 平成16年 3月26日

事務事業名の名称等		具体的な調整方法		
	伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町	会件りる側走力な
行政区	・町内 25 区で構成	・町内 19 区で構成	・町内 25 区で構成	・原則として現行のままとする。
区長会	・定例会年 4 回開催、臨時会 1 回開催	・定例会年 1 回開催(4月)	・定例会年 1 回開催(7月)	・新町において統一を図り、統一時に調整する。
行政配布物	・町広報誌(毎月1日発行)	・町広報誌(毎月23日発行) 回覧文書(毎月5日)	・町広報誌(毎月末日発行) 回覧文書(毎月第2・第4水曜日)	・合併時に統一を図る。
町政モニター制度	・町内各地区に、町政に関する町民の意見を 継続的に反映させるため、委員を委嘱する。	制度なし	制度なし	・合併後、新町において調整する。
	・委員定数はおおむね25人とし、任期は委嘱の日から翌々年の3月31日まで。			
	・報酬は支給しない。			